

# 入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について

平成24年6月25日  
国土交通省  
総務省  
財務省

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札契約適正化法」という。)に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査しています。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」についての取組状況を合わせて調査しています。

本日、平成23年度の調査結果を取りまとめるとともに、入札契約適正化法の対象である、国、特殊法人等及び地方公共団体を対象に、実施状況及び今後の取組方針を個別公表しましたのでお知らせいたします。

別紙1:実施状況調査の集計結果

別紙2:入札契約適正化法対象の各団体の入札契約制度の現状について

※本紙における集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が100%にならない場合があります。

(調査対象機関)

・国 19機関

特殊法人等 127法人

地方公共団体 47都道府県

19指定都市

1,727市区町村(前回1,731市区町村)

(うち 5市町は未回答 ※調査結果の母数からは除外している。)

※北海道日高町、北海道弟子屈町、福島県南相馬市、

福島県大熊町、京都府大山崎町

(調査対象時点)

・平成23年9月1日現在

(調査結果の概要) ※詳細については、別添参照。

○国及び特殊法人等について

<一般競争入札の導入について>

・すべての機関で導入済み。

<総合評価方式の導入について>

・国においては、17機関(89.5%)で、特殊法人等においては、123機関(96.9%)で導入済み。

<総合評価方式における透明性及び公平性の確保について>

・技術提案を求める総合評価方式を導入している機関のうち、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知する仕組みがある機関は、国においては、12機関(75.0%)。

特殊法人等においては、110機関(89.4%)。

<低入札価格調査基準価格の算定式について>

・平成23年4月に改正された中央公契連モデルを採用又は準拠している機関は、国においては、12機関(63.2%)、特殊法人等においては、113機関(89.7%)。

## ○地方公共団体について

### <一般競争入札の導入について>

・都道府県及び指定都市においては、すべての団体で導入済み。市区町村においては、1,172団体(67.7%)から1,196団体(69.5%)に増加。

### <総合評価方式の導入について>

・都道府県及び指定都市においては、すべての団体で導入済み。市区町村においては、1,068団体(61.7%)から1,072団体(62.3%)に増加。

### <総合評価方式における透明性及び公平性の確保について>

・技術提案を求める総合評価方式を導入している団体のうち、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知する仕組みがある団体は、都道府県においては16団体(35.6%)、指定都市においては5団体(29.4%)、市区町村においては72団体(25.8%)。

### <ダンピング対策について>

・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度のいずれかを導入している団体は、都道府県及び指定都市においては、すべての団体で導入済み。市区町村においては、1,459団体(84.3%)から1,468団体(85.2%)に増加。

### <予定価格等の公表時期について>

・予定価格等の事前公表を行っている団体は、都道府県においては、36団体(76.6%)から34団体(72.3%)、指定都市においては、16団体(84.2%)から15団体(78.9%)、市区町村においては、1,073団体(62.0%)から1,007団体(58.5%)にそれぞれ減少。

### <低入札価格調査基準価格の公表時期について>

・低入札価格調査制度を導入している団体のうち、低入札価格調査基準価格の事前公表を行っている団体は、都道府県においては、4団体(8.5%)から2団体(4.3%)、指定都市においては、3団体(15.8%)から2団体(10.5%)、市区町村においては、77団体(12.8%)から72団体(11.9%)にそれぞれ減少。

### <最低制限価格の公表時期について>

・最低制限価格制度を導入している団体のうち、最低制限価格の事前公表を行っている団体は、都道府県においては、3団体(7.1%)から2団体(4.8%)に減少、指定都市においては、3団体(15.8%)で増減なし。市区町村においては、最低制限価格制度を導入している団体が増加したため、最低制限価格の事前公表を行っている団体は220団体から223団体に増加したが、割合は、17.3%から17.1%に減少。

## 1. 国及び特殊法人等の取組状況等について

## (1) 一般競争入札の導入状況

国及び特殊法人等においては、すべての機関において一般競争入札を本格導入しているところです。

国の一般競争入札において、地域要件を設定することがある機関のうち、66.7%が運用方針を設定しています。特殊法人等の一般競争入札において、地域要件を設定することがある機関のうち、90.1%が運用方針を設定しています。

## ① 一般競争入札の導入について

	本格導入		試行導入		未導入	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
国	19	19	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特殊法人等	127	127	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

## ② 一般競争入札において地域要件を設定している場合の運用方針について

	運用方針を定めている				運用方針を定めていない	
	公表している		非公表			
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
国	-	3	-	3	-	3
	-	33.3%	-	33.3%	-	33.3%
特殊法人等	-	99	-	10	-	12
	-	81.8%	-	8.3%	-	9.9%

※ 地域要件を採用していない発注機関を除く。

(2)総合評価方式の導入状況

国における導入済の機関は89.5%。特殊法人等における導入済の機関は、96.9%です。

また、技術提案を求める総合評価方式を導入している機関のうち、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知する仕組みがある機関は、国において75.0%。特殊法人等においては、89.4%です。

① 総合評価方式の導入について

	本格導入		年度内本格導入		試行導入		年度内試行導入		未導入（年度内導入予定なし）	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
国	13 68.4%	13 68.4%	0 0.0%	1 5.3%	4 21.1%	3 15.8%	0 0.0%	0 0.0%	2 10.5%	2 10.5%
特殊法人等	115 90.6%	117 92.1%	1 0.8%	0 0.0%	7 5.5%	6 4.7%	0 0.0%	0 0.0%	4 3.1%	4 3.1%

② 総合評価方式における技術提案の評価結果について、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知する仕組みについて

	通知の仕組みがある		通知の仕組みについて検討中である		技術提案を求める総合評価方式を実施しているが、通知の仕組みはない	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
国	— —	12 75.0%	— —	0 0.0%	— —	4 25.0%
特殊法人等	— —	110 89.4%	— —	5 4.1%	— —	8 6.5%

※ 技術提案を求める総合評価方式を導入していない機関を除く。

(3) 低入札価格調査基準価格の算定式について

平成23年4月に改正された中央公契連モデルを採用又は準拠している機関は、国で63.2%、特殊法人等は、89.7%です。

	独自モデルを採用 平成21年4月中央公契連モデル水準と同等以上			独自モデルを採用 平成21年4月中央公契連モデル水準より低い	独自モデルを採用 水準は非公表	
	H22.9.1	H23.9.1	H23.9.1		H22.9.1	H23.9.1
国	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 -
特殊法人等	1 0.8%	1 0.8%	0 0.0%	2 1.6%	3 2.4%	0 -

	平成23年4月中央公契連モデルを採用		平成23年4月中央公契連モデルに準拠		平成21年4月中央公契連モデルを採用		平成21年4月中央公契連モデルに準拠	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
国	- -	10 52.6%	- -	2 10.5%	18 94.7%	7 36.8%	1 5.3%	0 0.0%
特殊法人等	- -	112 88.9%	- -	1 0.8%	119 94.4%	5 4.0%	0 0.0%	0 0.0%

	平成20年6月中央公契連モデルを採用		平成20年6月中央公契連モデルに準拠		昭和61年6月中央公契連モデルを採用		昭和61年6月中央公契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
国	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
特殊法人等	0 0.0%	1 0.8%	1 0.8%	0 0.0%	2 1.6%	3 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%

## 2. 地方公共団体の取組状況について

### (1) 一般競争入札の導入状況

都道府県及び指定都市においては、すべての団体において一般競争入札を本格導入しております。

一方、市区町村においては、一般競争入札の導入率が平成22年度の67.7%から平成23年度に69.5%に増加しています。

一般競争入札において、地域要件を設定することがある団体のうち、都道府県においてはすべての団体、指定都市においては94.7%、市区町村の52.8%が運用方針を設定済みです。

#### ① 一般競争入札の導入について

	本格導入		試行導入		未導入	
	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1
都道府県	47	47	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指定都市	19	19	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	925	969	247	227	559	526
	53.4%	56.3%	14.3%	13.2%	32.3%	30.5%
計	991	1035	247	227	559	526
	55.1%	57.9%	13.7%	12.7%	31.1%	29.4%

#### ② 一般競争入札において地域要件を設定している場合の運用方針について

	運用方針を定めている				運用方針を定めていない	
	公表している		非公表			
	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1
都道府県	-	28	-	18	-	0
	-	60.9%	-	39.1%	-	0.0%
指定都市	-	14	-	4	-	1
	-	73.7%	-	21.1%	-	5.3%
市区町村	-	365	-	206	-	510
	-	33.8%	-	19.1%	-	47.2%
計	-	407	-	228	-	511
	-	35.5%	-	19.9%	-	44.6%

※ 一般競争入札を行っていない発注機関及び地域要件を採用していない発注機関を除く。

(2) 総合評価方式の導入状況

都道府県及び指定都市においては、すべての団体において総合評価方式を導入（試行導入等を含む。）しています。また、市区町村においては、平成22年度に61.7%であった総合評価方式の導入率が平成23年度には62.3%に増加しています。

また、技術提案を求める総合評価方式を導入している機関のうち、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知する仕組みがある団体は、都道府県は35.6%、指定都市は29.4%、市区町村は25.8%です。

① 総合評価方式の導入について

	本格導入		年度内本格導入		試行導入		年度内試行導入		未導入（年度内導入予定なし）	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
都道府県	25 53.2%	29 61.7%	0 0.0%	0 0.0%	22 46.8%	18 38.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	8 42.1%	9 47.4%	0 0.0%	0 0.0%	11 57.9%	10 52.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	119 6.9%	163 9.5%	2 0.1%	1 0.1%	896 51.8%	890 51.7%	51 2.9%	18 1.0%	663 38.3%	650 37.7%
計	152 8.5%	201 11.2%	2 0.1%	1 0.1%	929 51.7%	918 51.3%	51 2.8%	18 1.0%	663 36.9%	650 36.4%

② 総合評価方式における技術提案の評価結果について、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知する仕組みについて

	通知の仕組みがある		通知の仕組みについて検討中である		技術提案を求める総合評価方式を実施しているが、通知の仕組みはない	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
都道府県	— —	16 35.6%	— —	2 4.4%	— —	27 60.0%
指定都市	— —	5 29.4%	— —	2 11.8%	— —	10 58.8%
市区町村	— —	72 25.8%	— —	30 10.8%	— —	177 63.4%
計	— —	93 27.3%	— —	34 10.0%	— —	214 62.8%

※ 技術提案を求める総合評価方式を導入していない団体を除く。

(3) 低入札価格調査制度、最低制限価格制度等のダンピング対策について

ダンピング対策としての低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、平成22年度と同様に全ての都道府県及び指定都市においていずれかの制度を導入しています。一方、市区町村におけるいずれかの制度を導入している団体の割合は、平成22年度の84.3%から85.2%に増加しましたが、14.8%の団体でいずれの制度も導入していない状況です。

	低入札価格調査制度のみ導入		低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用		最低制限価格制度のみ導入		いずれの制度も導入していない	
	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1
都道府県	5 10.6%	5 10.6%	42 89.4%	42 89.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	19 100.0%	19 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	184 10.6%	163 9.5%	416 24.0%	440 25.6%	859 49.6%	865 50.2%	272 15.7%	254 14.8%
計	189 10.5%	168 9.4%	477 26.5%	501 28.0%	859 47.8%	865 48.4%	272 15.1%	254 14.2%



(3)－2低入札価格調査基準価格の算定式について

	独自モデルを採用 平成21年4月中央公 契連モデル水準と 同等以上			うち平成 23年中央 公契連モ デル水準 と同等以 上	独自モデルを採用 平成21年4月中央 公契連モデル水準 より低い		独自モデルを採用 水準は非公表	
	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H23. 9. 1		H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1
都道府県	11 23.4%	11 23.4%	10 21.3%	2 4.3%	4 8.5%	1 2.1%	－	
指定都市	3 15.8%	3 15.8%	2 10.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	－	
市区町村	20 3.3%	38 6.3%	16 2.7%	71 11.8%	74 12.3%	44 7.3%	－	
計	34 5.1%	52 7.8%	28 4.2%	73 11.0%	78 11.7%	45 6.8%	－	

	平成23年4月中央公 契連モデルを採用		平成23年4月中央公 契連モデルに準拠		平成21年4月中央公 契連モデルを採用		平成21年4月中央公 契連モデルに準拠	
	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1
都道府県	－	19 40.4%	－	4 8.5%	23 48.9%	5 10.6%	6 12.8%	1 2.1%
指定都市	－	4 21.1%	－	4 21.1%	7 36.8%	5 26.3%	7 36.8%	2 10.5%
市区町村	－	90 14.9%	－	27 4.5%	180 30.0%	125 20.7%	64 10.7%	40 6.6%
計	－	113 16.9%	－	35 5.2%	210 31.5%	135 20.2%	77 11.6%	43 6.4%

	平成20年6月中央公 契連モデルを採用		平成20年6月中央公 契連モデルに準拠		昭和61年6月中央公 契連モデルを採用		昭和61年6月中央公 契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	1 2.1%	1 2.1%	2 4.3%	2 4.3%
指定都市	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	78 13.0%	55 9.1%	16 2.7%	17 2.8%	60 10.0%	47 7.8%	20 3.3%	18 3.0%	47 7.8%	72 11.9%
計	79 11.9%	55 8.2%	16 2.4%	17 2.5%	61 9.2%	48 7.2%	22 3.3%	19 2.8%	49 7.4%	74 11.1%

※ 低入札価格調査制度を採用していない発注機関を除く。

(3)－3最低制限価格の算定式について

	独自モデルを採用 平成21年4月中央公 契連モデル水準と 同等以上			うち平成 23年中央 公契連モ デル水準 と同等以 上	独自モデルを採用 平成21年4月中央 公契連モデル水準 より低い		独自モデルを採用 水準は非公表	
	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H23. 9. 1		H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1
都道府県	13 31.0%	11 26.2%	10 23.8%	0 0.0%	1 2.4%	1 2.4%	－ －	
指定都市	3 15.8%	3 15.8%	3 15.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	－ －	
市区町村	55 4.3%	131 10.0%	55 4.2%	164 12.9%	160 12.3%	126 9.9%	－ －	
計	71 5.3%	145 10.6%	68 5.0%	164 12.3%	161 11.8%	127 9.5%	－ －	

	平成23年4月中央公 契連モデルを採用		平成23年4月中央公 契連モデルに準拠		平成21年4月中央公 契連モデルを採用		平成21年4月中央公 契連モデルに準拠	
	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1
都道府県	－ －	11 26.2%	－ －	6 14.3%	12 28.6%	3 7.1%	7 16.7%	1 2.4%
指定都市	－ －	4 21.1%	－ －	4 21.1%	5 26.3%	3 15.8%	9 47.4%	4 21.1%
市区町村	－ －	157 12.0%	－ －	38 2.9%	291 22.8%	191 14.6%	83 6.5%	66 5.1%
計	－ －	172 12.6%	－ －	48 3.5%	308 23.1%	197 14.4%	99 7.4%	71 5.2%

	平成20年6月中央公 契連モデルを採用		平成20年6月中央公 契連モデルに準拠		昭和61年6月中央公 契連モデルを採用		昭和61年6月中央公 契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1	H22. 9. 1	H23. 9. 1
都道府県	1 2.4%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 16.7%	8 19.0%
指定都市	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%	1 5.3%
市区町村	99 7.8%	76 5.8%	26 2.0%	22 1.7%	68 5.3%	48 3.7%	22 1.7%	20 1.5%	341 26.7%	396 30.3%
計	101 7.6%	77 5.6%	26 1.9%	22 1.6%	69 5.2%	48 3.5%	22 1.6%	20 1.5%	349 26.1%	405 29.6%

※ 最低制限価格制度を採用していない発注機関を除く。

#### (4) 予定価格等の公表時期について

予定価格等の事前公表(事後公表、非公表との併用を含む。)については、都道府県は72.3%(22年度76.6%)、指定都市の78.9%(22年度84.2%)、市区町村の58.5%(22年度62.0%)の団体で実施しており、減少しています。

低入札価格調査基準価格の事前公表(事後公表、非公表との併用を含む。)については、制度導入団体のうち、都道府県は4.3%(22年度8.5%)、指定都市は10.5%(22年度15.8%)、市区町村は11.9%(22年度12.8%)にそれぞれ減少しています。

最低制限価格の事前公表(事後公表、非公表との併用を含む。)については、制度導入団体のうち、都道府県は4.8%(22年度7.1%)に減少、指定都市は15.8%(22年度15.8%)で増減なし、市区町村では17.1%(22年度17.3%)に減少しております。

##### ① 予定価格等の公表時期について

	事後公表		事前公表及び事後公表の併用		事前公表		非公表	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
都道府県	11 23.4%	13 27.7%	16 34.0%	16 34.0%	20 42.6%	18 38.3%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	3 15.8%	4 21.1%	10 52.6%	9 47.4%	6 31.6%	6 31.6%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	470 27.2%	510 29.6%	232 13.4%	216 12.5%	830 47.9%	775 45.0%	171 9.9%	185 10.7%
計	484 26.9%	527 29.5%	258 14.4%	241 13.5%	856 47.6%	799 44.7%	171 9.5%	185 10.3%

	非公表と事後公表の併用		非公表と事前公表の併用	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	17 1.0%	20 1.2%	11 0.6%	16 0.9%
計	17 0.9%	20 1.1%	11 0.6%	16 0.9%

② 低入札価格調査基準価格の公表時期について

	事後公表		事後公表及び 事前公表を併用		事前公表		非公表	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
都道府県	36 76.6%	38 80.9%	2 4.3%	0 0.0%	2 4.3%	2 4.3%	7 14.9%	7 14.9%
指定都市	16 84.2%	17 89.5%	0 0.0%	0 0.0%	3 15.8%	2 10.5%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	297 49.5%	309 51.2%	11 1.8%	12 2.0%	65 10.8%	58 9.6%	216 36.0%	214 35.5%
計	349 52.4%	364 54.4%	13 2.0%	12 1.8%	70 10.5%	62 9.3%	223 33.5%	221 33.0%

	原則非公表、 一部事後公表		原則非公表、 一部事前公表	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	10 1.7%	8 1.3%	1 0.2%	2 0.3%
計	10 1.5%	8 1.2%	1 0.2%	2 0.3%

※ 低入札価格調査制度を採用していない発注機関を除く。

③ 最低制限価格の公表時期について

	事後公表		事後公表及び 事前公表を併用		事前公表		非公表	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
都道府県	33 78.6%	34 81.0%	1 2.4%	0 0.0%	2 4.8%	2 4.8%	6 14.3%	6 14.3%
指定都市	16 84.2%	16 84.2%	0 0.0%	0 0.0%	3 15.8%	3 15.8%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	584 45.8%	616 47.2%	31 2.4%	37 2.8%	184 14.4%	178 13.6%	450 35.3%	442 33.9%
計	633 47.4%	666 48.8%	32 2.4%	37 2.7%	189 14.1%	183 13.4%	456 34.1%	448 32.8%

	原則非公表、 一部事後公表		原則非公表、 一部事前公表	
	H22.9.1	H23.9.1	H22.9.1	H23.9.1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	21 1.6%	24 1.8%	5 0.4%	8 0.6%
計	21 1.6%	24 1.8%	5 0.4%	8 0.6%

※ 最低制限価格制度を採用していない発注機関を除く。